

こんどは秘密保護法ですか？！

伊藤千代子の獄中からの声が聞こえる

2014年2月 伊藤千代子こころざしの会

稀代の悪法といわれて、戦前の暗黒時代・暗黒社会を現出した「治安維持法」。これでも足らじとさらに改悪し、死刑導入がなされようとしていた時代。

一方、今日ただ今、「秘密保護法」なる梟悪（きょうあく）法が制定・施行されようとしている。このような時、伊藤千代子の獄中での戦いが想起される。

『資本論』に関わる千代子の手紙

今から85年前にもなろうか、伊藤千代子は『資本論』を獄中で読書中であった。いずれ自由世界において存分力を発揮すべく、の蓄電中であった。

千代子は獄へ送られてからもせっせと家族・友人知人に手紙を出している。

その一つに、獄中で『資本論』を読んでいて、ある日看守に取り上げられてしまい、差し入れ禁止にされた悔しさを綴った佐々木なつ子宛の手紙がある。1928年5月5日付けである。（東栄蔵さんが、浅野晃から入手したもので、日本共産党中央へ寄贈されている「追悼録」）

「・・・今日は最近のニュースを申し上げて又書物をお願いいたします。メーデーをすぎた二日の朝、例の如く資本論を読んでいる所へ『本日より一日一回八銭の菓子の購入を許可する』という素晴らしい告知状がまい込んで来ましたので、ますます元氣百倍して読んで居りますと、そのお菓子の来ぬ昼前に『お前の読んでいる資本論をよこせ！』 何を抗議しても自由は奪われて一人の力です。待てども、待てども『資本論』は帰って来ず、夜に入ってやっと来たものは『資本論差止め！』の告知一片・・・かくて司法省は全国一斉に又本まで奪ってしまいました・・・」

『資本論』については、塩沢富美子の「伊藤千代子の回想」と、原菊枝の『女子黨員獄中記』のそれぞれに、千代子が獄中で語ったことの記述がある。

藤森明著『こころざしいまに生きて』には、千代子と塩沢富美子の獄中出会いの場面がつぎのように記されている。

「彼女が投獄された年が明けて、春のこぶしの花が咲くころ、誰か彼女の監房の外で『りつ、りつ』（塩沢富美子の獄中での別名）と呼ぶ声に、ハッとして夢中で高い窓によじのぼって金網から外を見おろすと、千代子がほほえんで立っていた。

千代子が『元氣？いま何を勉強しているの。『資本論』は四月まで入っていたのに、今度、禁止になってしまったの』話しかけてきたとたん、看守のかん高い声が飛んできて、引き離されてしまった・・・」

かくて治安維持法改悪が画策された

さてそのような『資本論』の扱いの変化はなにゆえだったろうか。

1928年4月10日、三・一五事件にかんする記事解禁をきっかけに開始された世論操作（それは、「アカ」をもって大逆の「陰謀」を試みる凶悪「思想犯」と喧伝した）を背景にして、田中義一内閣は会期残りわずかな時期4月27日、治安維持法の重要改正をはかる法律案を提出した。三・一五での弾圧結果におどろいて、日本共産党取締りのためにはぜひ、治安維持法の手直し（死刑の導入）が必要だと説いた。

しかし、三・一五を□実に火事場泥棒的に弾圧強化をはかろうとする政府の対応策には、内閣および与党（政友会）内部でも異論があった。いま法改正したところで三・一五被疑者に適用されるわけではないのだから、拙速に改正する必要はないという慎重論がみられたのである。

いったんは廃案になったのだが・・・

ところで、そのころ三・一五の実質的な最高責任者である内務大臣鈴木喜三郎は、議会で弾劾の矢面に立たされていた。鈴木は、すでに史上初の普選で警察がおこなった未曾有の選挙干渉の責任を問われつつあった。鈴木はまた、総選挙まえに軽率にも——しかし、まごうかたなく本心を反映して——「議会中心主義などというものは英米流のもので、我国体と相容れない思想」であるという声明を発表していた。議会で野党（民政党）からの弾劾要求も強まった。結局、鈴木は詰め腹を切らされて内務大臣を辞職し、腹心の山岡万之助（長野県出身）も警保局長をやめた。あれやこれで会期終了となり改正案は廃案になった。

しかるに田中内閣は、議会で審議未了になった改正法案をほとんどそのままそっくり、緊急勅令の形式で成立させる強行策をあえてとったのであった。

この時の画策、勅令案をまとめ確定する過程で暗躍したのが、原嘉道司法大臣・小川平吉鉄道大臣（ともに長野県出身）であった。

緊急勅令構想への強い反対あったが・・・

この強行策には与党内にも反対あり、また美濃部達吉らは勿論、大皇権力には迎合する説をなす憲法学者・上杉慎吉でさえも、この政府構想には厳しい反対論を表明したほどであった。

政府はしかし、あくまで強引であった。与党内の反対論を手をまわして鎮静させたのち、6月12日勅令案を閣議決定した。ここでは田中義一総理大臣、またしても原・小川大臣ら強硬派が押し切り、ただちに枢密院へ回布して、諮詢（しじゅん）手続きをとった。枢密院でもそう簡単におさまるわけではなく、難航したが日程延長して6月28日ようやく政府原案どおり可決、翌29日公布され即日実施となったのであった。

かくして暗黒時代へと転落していった

千代子への『資本論』差し入れが禁止された時期と、治安維持法改悪論議の時期がまさに並行する。死刑法への改悪で、アカ・国賊として抹殺していく方向にカジがきられたのであった。『資本論』などとんでもない、というわけである。

内務省では「思想要注意人視察内規」などが作られている。あるいは司法省「思想係検事事務分掌規準」といったものが作成されており、監獄内での統制・弾圧強化が進行していた。

伊藤千代子の遭遇した『資本論』差し入れ禁止は治安維持法改悪のまさに予兆であり、先行実施されたともいえる。「歴史の証言者」でもあった。

なお、勅令によったものは次の議会で承認を必要とした。この極悪法に断固反対の立場を表明した山本宣治代議士は、翌年3月5日、国会承認がなされた夜、右翼を装う権力の魔手によって暗殺されたのである。そして秋9月24日には伊藤千代子実質獄死となった。

1928（昭和3）年は、まさに日本史の屈折点であった。

今日ただ今の「秘密保護法」をめぐる情勢は、法案は国会で成立したものの、世論の劇的な盛り上がり背景に「廃止法」を提出して戦うという歴史的局面に立っている。

「がんばって！」の千代子の声が聞こえてくる。

今年は「顕彰碑建立17周年」・「こころざしの会15周年」の年である。